

延滞金・加算金

■延滞金

税金を納期限までに納めないときは、納期限の翌日から納税の日までの期間に応じて次に掲げる額の延滞金が課されます。

〈平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞金〉

延滞金	本則	特例	延滞金特例基準割合
納期限の翌日から 1か月を経過する日まで	7.3%	(延滞金特例基準割合)+1.0%	国内銀行の貸出約定金利の月平均(前々 年9月～前年8月)+1.0%です。
1か月を経過する日の 翌日から納税の日まで	14.6%	(延滞金特例基準割合)+7.3%	令和7年度中における延滞金特例基準割 合は1.4%です。

〈平成25年12月31日までの期間に対応する延滞金〉

延滞金	本則	特例	特例基準割合
納期限の翌日から 1か月を経過する日まで	7.3%	特例基準割合	当該期間の属する各年の前年の11月 30日を経過するときにおける商業手形 の基準割合率に4%を加算した率です。
1か月を経過する日の 翌日から納税の日まで	14.6%	特例基準割合の 適用はありません。	

■加算金

県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税環境性能割、軽油引取税、核燃料税、特別地方消費税、産業廃棄物税について、事実より少なく申告したり、申告をしなかったり、税を免れようとした場合に加算金が課されます。

過少申告加算金	申告書を納期限内に提出した場合で、その申告が実際より少額なため、後日増額の申告をした場合、又は増額の更正を受けた場合	増差税額の10% ※増額した税額が納期限内に申告した税額又は、50万円のいずれか多い額を超える場合は、その超える分の5%を更に加算します。
不申告加算金	納期限後に申告し、更正処分を受けた場合、又は申告しなかったため決定処分を受けた場合	納める税額の15% ※納める税額の15%に該当する場合で、納めるべき税額が50万円を超える場合はその超える分の5%を更に加算します。 ただし、決定があることを予知しないで納期限後に申告した場合は5%です。
重加算金	二重帳簿を作る等して、故意に税を免れようとした場合	【納期限内に申告をしている場合】 増差税額の35% 【納期限後に申告をした場合、又は申告をしなかった場合】 納める税額の40%

■加算金の加重措置

短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合に加算金の割合が加重される措置が設けられました。

過去5年以内に同じ税目に対して無申告加算金又は重加算金を課された事がある場合、加算金の割合に10%加重されます。